府　令

○内閣府令第六十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、構造改革特別区域法施行規則及び地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

構造改革特別区域法施行規則及び地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

（構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　構造改革特別区域法施行規則（平成十五年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同条第五号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。

別記様式第一中「9　構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」を削り、「別紙　構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容」を「別紙　構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容」に、「注　特定事業ごとに作成すること」を「注1　2及び4から8までに掲げる事項については、記載するよう努めること　2　特定事業ごとに作成すること」に改める。

第二条　地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改め、同条第四号から第六号までを削り、同条第七号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第八号を同条第五号とし、同条に次の一項を加える。

2　別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

一　次条第三号、第四号又は第六号に規定する雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度を記載している場合には、各事業（同条第六号に規定する当該程度を記載している場合にあっては、第五条各号に掲げる事業）の実施による当該程度の根拠となる資料

二　次条第五号の事項を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

三　次条第七号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第五号に規定する補助金等交付財産をいう。次条第七号において同じ。）の所在を表示した図面

第二条中「第五条第二項第五号」を「第五条第三項第二号」に改め、同条第三号中「第五条第三項第一号」を「第五条第四項第一号」に改め、同条第四号中「第五条第三項第二号」を「第五条第四項第三号」に改め、同条第五号中「第五条第三項第四号」を「第五条第四項第四号」に改め、同条第七号中「第五条第三項第五号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第五条第三項第一号」を「第五条第四項第一号」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第五条第三項第二号」を「第五条第四項第二号」に改める。

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「第五条第三項第四号」を「第五条第四項第四号」に改める。

別記様式第一中「目標を達成する」を「地域再生を図る」に改め、「8　地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項」を削り、同様式に次の注を加える。

注　1、4及び7に掲げる事項については、記載するよう努めること。

附　則

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

省　令

○文部科学省令第四十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十九日

文部科学大臣　中川　正春

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二十条第四項第六号」を「第二十条第五項第二号」に改め、同条第五号中「第五号まで及び」を「第四号まで及び第五項第一号並びに」に改める。

第十一条中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第十二条第一項中「第二十条第十項」を「第二十条第十一項」に改める。

第十三条中「第二十条第八項又は第十一項」を「第二十条第九項又は第十二項」に、「第二十条第十二項」を「第二十条第十三項」に改める。

（文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第二条　文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年文部科学省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条から第五条まで　削除

第六条中「法第四条第八項」を「構造改革特別区域法（以下「法」という。）第四条第九項」に改める。

第七条から第十条までの規定中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める

附　則

この省令は、平成二十三年十一月三十日から施行する。

○農林水産省令第六十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第三百四十八号）の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（土地改良法施行規則の一部改正）

第一条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の二の前の見出し及び同条を削り、第七十六条の三を第七十六条の二とし、同条の前に見出しとして「（市町村が行う土地改良事業）」を付し、第七十六条の四を第七十六条の三とし、第七十六条の五を第七十六条の四とする。

第七十六条の六中「読み替える」の下に「ものとする」を加え、同条を第七十六条の五とする。

第七十六条の七中「第十二条中」を「同条中」に改め、「読み替える」の下に「ものとする」を加え、同条を第七十六条の六とする。